

議案第8号

高根沢町都市公園条例の一部改正について

高根沢町都市公園条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年3月3日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町都市公園条例の一部改正について

1 概要

駅東児童公園を移転するため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

駅東児童公園の位置を「宝積寺字東北原 2409 番地 11」から「宝積寺字東北原 2413 番地 3」に改めます。(別表)

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町都市公園条例の一部を改正する条例

高根沢町都市公園条例（昭和55年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
駅東児童公園	高根沢町大字宝積寺字東北原2413番地 <u>3</u>	駅東児童公園	高根沢町大字宝積寺字東北原2409番地11
（略）	（略）	（略）	（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。